

令和6年勝浦町マラソン議会（5月会議）会議録第1日目

1 招集年月日 令和6年5月23日

1 招集場所 勝浦町役場議場

1 開閉日時及び宣告

開議 5月23日 午前9時30分 議長 松田貴志

散会 5月23日 午前9時53分 議長 松田貴志

1 出席及び欠席議員

○出席議員（10名）

1番	内谷安宏	2番	福井裕美
3番	長尾隆資	4番	玉置守
5番	花房勝一	6番	瀬戸直一
7番	美馬友子	8番	松田貴志
9番	籾公一	10番	井出美智子

○欠席議員（0名）

1 会議録署名議員

2番	福井裕美	9番	籾公一
----	------	----	-----

1 地方自治法第121条第1項により説明のために出席した者の職及び氏名

町長	野上武典	副町長	山田徹
教育長	市川公雄	政策監	佐藤健司
総務防災課長	中瀬弘晴	税務課長	藤井小百合
上下水道課長	大上誉司	勝浦病院事務局長	笠木義弘

1 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 松本博文

1 議事日程（第1号）

開議宣言

日程第1 諸般の報告

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 議会運営委員会所管事務調査報告

日程第 4 報告第 1 号 専決処分の報告について

日程第 5 報告第 2 号 専決処分の報告について

日程第 6 報告第 3 号 専決処分の報告について

日程第 7 発委第 1 号 勝浦町議会の会期等を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議員派遣について

1 本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 8 まで（第 1 号）

1 会議の経過

別紙のとおり

～～～～～～～～～～～～～～～～

午前 9 時30分 開議

○議長（松田貴志君） おはようございます。

ただいまから令和 6 年勝浦町マラソン議会 5 月会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ配付のとおりでございます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（松田貴志君） 日程第 1，諸般の報告を議題とします。

各種会議等への出席状況は、お手元に配付の報告書のとおりです。

また、監査委員から例月出納検査の結果が提出されていますので、ご報告しておきます。

次に、法第121条第 1 項の規定により、説明者として出席を求めたのは、野上町長のほか、お手元に配付の出席要求書のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（松田貴志君） 次に、日程第 2，会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、議長において指名いたします。

5 月会議における会議録署名議員は、2 番福井議員、9 番笹議員の両名を指名いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（松田貴志君） 次に、日程第 3，議会運営委員会所管事務調査報告を議題とします。

議会運営委員会調査結果の報告を求めます。

笹議会運営委員長。

○議会運営委員長（笹 公一君） 議会運営委員会から報告いたします。

5 月16日に議会運営委員会を開催し、5 月会議の日程について協議を行った結果、本日 1 日の開催といたしましたので、ご協力よろしくお願いします。

以上、報告とします。

○議長（松田貴志君） ただいまの議会運営委員長の報告に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松田貴志君） それでは，議会運営委員会所管事務調査報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（松田貴志君） 次に，日程第４，報告第１号，専決処分の報告について（勝浦町監査委員条例等の一部を改正する条例について）から，日程第６，報告第３号，専決処分の報告について（勝浦町税賦課徴収条例の一部を改正する条例について）までを一括して議題とします。

これより第一読会を開きます。

野上町長から，報告第１号から報告第３号までを一括して趣旨説明を求めます。

野上町長。

○町長（野上武典君） おはようございます。

本日は，勝浦町マラソン議会５月会議を開会いたしましたところ，議員各位におかれましては，何かとご多用のところご出席を賜りまして，深く感謝いたします。

勝浦町では，各田台では田植の準備が始まり，間もなくカエルの合唱が聞こえ始める季節を迎えようとしております。

今回，提案理由に先立ち，３月に開催されましたひな会議におきまして，坂本の体育館の件で担当の教育委員会から答弁で申し上げた内容と実際の事業の出来高に乖離があり，議員各位に誤解を与えることとなりました。これは，業者と役場担当との間で十分な確認，意思の疎通ができていなかったことが原因であろうかと思っております。今回に限らず，議会での答弁については正確な答弁を心がけてまいりたいと思っております。

それでは，報告第１号から報告第３号につきましてご説明させていただきます。

３件とも条例改正に係る専決処分の報告でございます。それぞれの条例につきまして，関係法令及び通知の改正に伴う所要の改正でございまして，いずれも地方自治法第180条第１項の規定による町長の専決処分事項の指定により専決処分をいたしましたので，同条第２項の規定に基づき議会に報告するものでございます。

詳細につきましては，それぞれ担当課長から説明をいたさせますので，ご審議いただきますようお願い申し上げ，提案理由の説明とさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（松田貴志君） ただいま町長から報告がありました３月ひな会議においての

答弁について、職員、業者間でのコミュニケーション不足等があり実際の事業進捗と答弁の内容が乖離していたとの報告がありました。

こういったことに関しては、以前から私自身議会活動をしておりまして初めてのことであったので、とても戸惑っておりますが、今の町長の言葉を真摯に受け取って、私たち議会もしっかりと調査研究する上でこの本会議場において議論を挑み、また理事者の皆様におかれましては、その真摯な質問の上にしっかりと正確な答弁ができるように今後ご留意をお願いしたいと思います。

それでは、報告第1号について、中瀬総務防災課長から説明を求めます。

中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 改めましておはようございます。

勝浦町監査委員条例等の一部改正について、報告第1号についてご説明をさせていただきます。

改正理由でございますが、地方自治法の一部を改正する法律による地方自治法の条ずれの繰り下がりに伴い、関係条例に所要の改正を行うものでございます。

関係する条例といたしましては、4条例でございます。こちらのほうを一括改正させていただくということでございます。監査委員条例の一部改正、それから勝浦町病院事業の設置及び管理に関する条例、それから勝浦町簡易水道事業の設置等に関する条例、勝浦町農業集落排水事業の設置等に関する条例でございます。

簡単でございますが、私からの説明は以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（松田貴志君） 続いて、報告第2号及び報告第3号について、藤井税務課長。

○税務課長（藤井小百合君） おはようございます。

報告第2号、勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

改正の理由でございますが、地方税法等の改正に伴う関係規定について所要の整理を行うものでございます。

改正の内容でございますが、賦課課税限度額の引上げと減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しでございます。

次に、報告第3号、勝浦町税賦課徴収条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

改正の理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令等が公布施行されたことに伴い、関係規定について所要の整理を行うものでございます。

主な改正内容といたしましては、令和6年度分の個人住民税所得割税額から納税者及び配偶者を含めた扶養親族1名につき1万円の減税を行う、いわゆる定額減税の実施に係る改正、また町民税、固定資産税、特別土地保有税を職権による減免が可能とする規定の追加などがございます。

以上でございます。

○議長（松田貴志君） 以上で詳細説明は終わりました。

報告3件について質疑はありますか。ありませんか。

花房議員。

○5番（花房勝一君） 言葉の説明だけ中瀬総務防災課長にお願いしたいんですけど、初めて聞く言葉で、地方自治法の条ずれによるというところっていうのはどういう意味合いなんですか、これって。

○議長（松田貴志君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） こちらのほうは、地方自治法の一部改正に関する法律、こちらのほう、公金事務の私人への委託に関する制度の見直し関係というところで、地方自治法第243条の2の2が243条の2の8にずれたことに伴う条例をずらすということです。読んでいるところが違うというところなので、条ずれに基づいて条例を改正する必要があるということです。自治法の改正に伴う条がずれたんで、うちの条例を読んでいくところを変えるっていう。

○議長（松田貴志君） 花房議員。

○5番（花房勝一君） 大本の参考にするというか、上の法律の条が増えて、それに伴ってっていう意味合い。何でほな上のもんは条ずれっていうことになる。今、それは説明はできない、難しい。

○議長（松田貴志君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） こちらのほうは、先ほど説明申し上げたように、公

金事務の私人への委託に関する制度の見直しにより243条の2から243条の2の6っていうのが新設をされたというところでずれているということです。この内容については、今手持ちがないので、中に追加で入ったのでずらしたということです。

○5番（花房勝一君） 分かりました。ありがとうございました。

○議長（松田貴志君） ほかにありませんか。

福井議員。

○2番（福井裕美君） 説明は分かったんですけども、簡潔にこれっていう要点をまとめてもらえませんか。事業主として、結構定額減税っていったらいろいろ、所得税が6月は0円ですよ、給与明細に書かなければいけないとか、結構手間かかるんです。すいません、定額減税、所得税は分かるんですけど、すいません、どんな感じで、説明は分かったんですけど、その説明を簡潔に言ってもらえることはできますか。

○議長（松田貴志君） 小休いたします。

午前9時43分 休憩

午前9時44分 再開

○議長（松田貴志君） 再開いたします。

藤井税務課長。

○税務課長（藤井小百合君） 定額減税は、住民税が納税者と配偶者とその扶養に係る人数掛ける1万円分が減税になりますので、所得税は1人当たり3万円です。住民税は所得割ですので、町民税が6,000円で県民税が4,000円のトータルの1万円分を1年間でお1人当たり減税することになります。

お給料からの天引きの方は、6月は一旦は徴収をやめて、7月から均等に11か月分に割り直して天引きする制度となっております。すいません、所得税に関しては、6月からの天引きで計算上下げていくということになっておりますが、すいません、国税ですのでその分については、説明が。

○2番（福井裕美君） 固定資産税は。

○税務課長（藤井小百合君） 固定資産税は関係ございません。住民税だけです。

○議長（松田貴志君） 福井議員。

○2番（福井裕美君） 分かりました。

○議長（松田貴志君） ほかにありませんか。

福井議員。

○2番（福井裕美君） 課長，ということは，固定資産税は定額減税がないということですか。違うの。

○議長（松田貴志君） 小休いたします。

午前9時46分 休憩

午前9時47分 再開

○議長（松田貴志君） 再開いたします。

藤井税務課長。

○税務課長（藤井小百合君） 今回の改正は，定額減税の分は住民税の分が令和6年度限りで減税になるという制度と別に，町民税，固定資産税，特別土地保有税については減免の制度があるんですが，それを職権ですることができるというのが新しく項目としてできたということです，すいません，前と後ろ別に考えていただけたらと思います。

○2番（福井裕美君） 分かりました。

○議長（松田貴志君） ほかにありませんか。

井出議員。

○10番（井出美智子君） 今の問題は，第51条の2の「ただし，町長が，当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり，かつ，町民税を減免する必要があると認める場合，この限りでない」ということの内容になるわけですか。町民税，固定資産税，特別土地保有税を職権により減免が可能とするっていうふうに変わるという内容の説明ですよね。

○議長（松田貴志君） 藤井税務課長。

○税務課長（藤井小百合君） はい，そうです。今まで減免の場合には申請書の提出が必要でありましたが，その分が町長の認めるところで処理がなくても減免ができるということになったということでございます。

○10番（井出美智子君） ありがとうございます。

○議長（松田貴志君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松田貴志君） それでは、以上で3件の報告は終了しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（松田貴志君） 次に、日程第7、発委第1号、勝浦町議会の会期等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより第一読会を開きます。

提出者から発委第1号の趣旨説明を求めます。

総議会運営委員長。

○議会運営委員長（笹 公一君） 発委第1号、勝浦町議会の会期等を定める条例の一部を改正する条例について。

このことについて、勝浦町議会会議規則第11条第2項の規定により提出する。

令和6年5月23日提出。

提出者、勝浦町議会運営委員長笹公一。賛成者、勝浦町議会議員内谷安宏、同福井裕美、同長尾隆資、同玉置守、同花房勝一、同瀬戸直一、同美馬友子、同松田貴志、同井出美智子。勝浦町議会議長松田貴志殿。

提案理由、勝浦町マラソン議会の令和6年7月10日から1年間の会議日程を定めるものであります。

○議長（松田貴志君） 提出者の説明は終わりました。

これより発委第1号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松田貴志君） お諮りいたします。

本件について、第二読会を省略し、直ちに第三読会に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松田貴志君） 異議ありませんので、発委第1号は第三読会に付することにご決定いたします。

これより第三読会を開きます。

本件については討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松田貴志君） 異議ありませんので、採決を行うことに決定いたします。

これより発委第1号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件について原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（松田貴志君） 賛成者多数と認めます。したがって、発委第1号、勝浦町議会の会期等を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（松田貴志君） 次に、日程第8、議員派遣についてを議題とします。

お諮りいたします。

議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松田貴志君） 異議なしと認めます。したがって、本件は原案のとおり派遣することに決定しました。

以上で5月会議の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

午前9時53分 散会

以上会議の顛末を記し相違ないことを証するためにここに署名する。

勝浦町議会議長

勝浦町議会議員

勝浦町議会議員